

○提供される消費者教育の年齢期別の状況

資料3

	全世代	幼児期	小学校期	中学校期	高校生期	成人期 (若者、高齢者 を含む広い世 代を対象とし たもの)	【再掲】 成人期 (対象を若者と したもの)	【再掲】 成人期 (対象を高齢者 としたもの)
<b>大分類1と大分類2の合計</b>	<b>22</b>	<b>2</b>	<b>20</b>	<b>17</b>	<b>38</b>	<b>60</b>	<b>3</b>	<b>4</b>
<b>大分類1 消費者被害防止のための教育</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>16</b>	<b>25</b>	<b>2</b>	<b>3</b>
(1)消費者被害防止に関する教育			4	4	10	12		1
(2)消費者被害防止に関する啓発	3				6	13	2	2
<b>大分類2 自立した消費者になるための教育</b>	<b>19</b>	<b>2</b>	<b>16</b>	<b>13</b>	<b>22</b>	<b>35</b>	<b>1</b>	<b>1</b>
(1)食に関する教育の促進	8	1	4	1	3	7		
①講座等	32,35		43		38	34,38		
②啓発活動	33,36,42				31,37	31,37,39,41		
③その他	44,45,46	40	47,48,49	49		47		
(2)情報とメディアに関する教育の促進			1	1	2	5		1
①講座等					50,55	50,51,52,54,55		52
②啓発活動								
③その他			53	53				
(3)持続可能な開発のための教育(環境教育)の促進	8	1	4	2	5	7		
①講座等	58,61,73	69	69,71		68	68,71		
②啓発活動	56,64,65,66				57,63,67	57,63,67		
③その他	70		59,60	59,60	72	62,72		
(4)持続可能な開発のための教育(国際理解教育)の促進	2		3	5	4	2	1	
①講座等			77	78	76,78	76		
②啓発活動								
③その他	75,82		79,80	74,79,80,81	74,81	74	74	
(5)消費生活の様々な分野における教育の促進	1		4	4	8	14		
①講座等			87,88,94	87,88,94	84,86,87,88,98,99	83,84,86,87,88,90,93,95,96,98,99		
②啓発活動					89	89		
③その他	91		97	97	92	85,92		

※幼児・小学生の保護者向けの教育は、成人期と分類しています。

提供される研修等の対象に年齢制限がない場合は、高校生期から成人一般までを対象として分類しています。